

「松下アジアスカラシップ」詳細

助成番号	研究テーマ（留学目的）		
	留学国	留学機関	留学期間
	氏名	所属	区分
01-008	都市空間における民族間関係 - ヤンゴンにおけるインド系・中国系住民 -		
	ミャンマー	Universities Historical Research Center	
	斎藤 紋子	東京外国語大学大学院	院生博士

研究テーマ（留学目的）の説明（助成決定時のテーマ。文責は本人）

これまでの東南アジア社会の研究では、農村社会研究に重点が置かれていた。多くの都市が植民地支配を受けた時代に重要性を帯びたことから、都市が外来要素の多い異質な社会として捉えられて来た一方、農村社会は土着の社会構造や価値観が保たれていると考えられてきたからである。しかし、農村だけが「伝統社会」であるとは必ずしも言えず、実際は農村も古くから都市を通じて外来の要素を取り入れており、都市も「伝統的社会」と全く切り離されていたわけではない。さらに、近年、都市は人・もの・情報の集積点として、またそこから各地へと広がっていく出発点として、さらに各地を結ぶネットワークの結節点として重視されるようになっており、多様な切り口での都市研究が見られるようになりつつある。

修士論文ではビルマの都市社会研究の出発点として、「首都ヤンゴンの歴史的変遷と住民構成の変化 コンバウン時代からビルマ式社会主義時代」というテーマで、今回の研究テーマの背景ともなる部分を扱った。そして、イギリス植民地化前であるコンバウン時代のヤンゴンは港市として建設され、下ビルマの中心地としてだけでなく国際交易港として繁栄していたこと、植民地時代、ビルマが英領インドの一州であったこととも相俟って仕事を求めて大量のインド人が流入し、インド人人口はヤンゴン全人口の半数を越えていたこと、仕事の奪い合いが反外国人暴動に発展し、それは地方での農民反乱とは異なって民族対立という形を取っていたこと、独立後は外国人の出国によりヤンゴンの外国人人口は激減し、さらに国有化政策などで経済活動に関わっていた多くの中国系やインド系の住民が出国したこと、それでも反中国人暴動が起きるなど、民族間の問題は独立とその後の外国人減少によっても解消されたとは言えないこと、などを明らかにした。この最後の部分が現在の関心につながっており、ヤンゴンにおける民族間関係が重要であると考えられる理由である。

続いて、博士課程に入学後は、現代のヤンゴンの民族間関係に注目している。上述の通り、ヤンゴンでは植民地時代に比較して外国人人口は減少したものの、実際のところどれだけの外国系住民が暮らしているのか、彼らに対して政府はどのような政策をとってきたのか、などについて明らかになっていない。現代のビルマの政治経済史に関する研究においては、「外国人(外国系住民)」に対する政策やその影響についての言及はわずかであり、詳細に分析してあるものは皆無である。また、独立後のビルマにおけるインド人・中国人の研究においても、ビルマ人社会における彼らとビルマ人との関係についてはほとんどふれられていない。

本研究は、これまで取り上げられてこなかった現代のヤンゴンにおける中国系・インド系住民について、彼らがヤンゴンのビルマ人社会の中でどのような位置にあり、ビルマ人社会とどのような関係を持って暮らしてきたのかと、いうことを明らかにしたいと考えている。そして、留学中には、法律・政府刊行物・新聞などの史料から、背景となる政府の外国人政策を分析し、インド系・中国系住民の社会経済状況を明らかにするために、市内のある地域においてききとり調査を行い、彼らのライフヒストリーを取り上げ、彼らが様々な不平等・差別を経験しながらも生活してきた状況を記述する、ということを行いたい。

成果報告書

助成番号 01-008
氏名 斎藤紋子
留学先国名 ミャンマー
機関名 大学歴史研究センター (Universities Historical Research Centre)

今回の留学においては、当初研究テーマを「都市空間における民族間関係 ―ヤンゴンにおけるインド系・中国系住民―」と設定していた。しかし、実際に現地で調査を進めていくうちに、私の考えていた中国系・インド系住民のうち、おそらくもっともビルマ社会での暮らしにくさを感じていると思われるムスリム住民に焦点をあてて調査を行ないたいと思うようになった。調査対象をムスリム、中でも自らを「バマー・ムスリム」と称する人々に絞り込むことにより、ビルマにおける外国系住民の問題が一層明らかになると考えたからである。

1. はじめに

現在ビルマには人口の 3.9%にあたる 130 万人ほど (1982 年センサス) のイスラム教徒が存在する (実際の割合はもっと多いといわれる)。彼らの祖先の多くは植民地時代にインドからビルマに入ってきており、現在はほとんどの人々が何らかの形で国籍を取得し、「ビルマ国民」として暮らしている。

こうした外国からの「移民」は、1948 年の独立以降、度重なる国外流出で数の上でも植民地時代に比べて少数となり、そのうちの多くが国籍取得でビルマ国民となり、さらにビルマ化政策でビルマ社会に同化せざるを得ない状況に置かれていった。1982 年に定められた「ビルマ国籍法」においては、「国民」「準国民」「帰化国民」と三つに分類しているものの、将来的にはすべてが「国民」というカテゴリーに統合されることとなっている。

しかしながら、こうした政策や法律が実際にどのような影響を与えたのか、また政策や法律からではまったく見えてこない現状については、ほとんど解明されていない。仏教徒ビルマ人中心の社会において、特に、イスラム教徒である人々は「同化」「統合」されうる存在なのか。「国民」として仏教徒ビルマ人と同等な扱いを受けているのか。政策や法律を見ただけでは明らかにならない点が、聞き取り調査を行ない、彼らの実体験を語ってもらうことで明らかになっていく。

留学中の調査で私が対象としたのは、イスラム教徒の中でも「バマー・ムスリム」と自称する人々である。「バマー・ムスリム」とは、イスラム教を信仰し、イスラムの教えに基づいた生活を送っているが、それ以外は「ビルマ人 (=ビルマに暮らす国民)」としての意識を持つと主張するイスラム教徒を指す。彼らは「ビルマ人」であることを主張する。しかし、ビルマ人仏教徒中心の社会を作っていくこうとする現在の政権の中で、ムスリムである彼らは「ビルマ人」であることを認められず、さまざまな不平等を経験している。外部に語られることがほとんどなかった彼らの生き方について、また彼らの実際の体験について聞き取り調査をおこない、首都ヤンゴンに暮らすムスリム住民の民族意識が創造されてくる過程の一部を明らかにできる、と私は考えた。

本成果報告では、留学中に得られた成果のうち、聞き取り調査のほんの一部分ではあるが、「民族」「宗教」に関してムスリムが実際に体験したことを紹介し、さらに聞き取り調査に至る過程に見られ

る、ムスリム住民らのビルマでの現状を報告することとする。最初に述べたように、イスラム教徒の多くは「国民」として暮らしており、「国民」は「国民登録証」（直訳すると「国民検査証」）を持っている。調査に応じてくれた人にそのときの話の流れによってこの「登録証」のことを尋ねると、さまざまな反応が返ってきた。また、それに関連して「住民票（ダガウンサイン）」についても同様であった。「登録証」「住民票」にある項目の「民族」と「宗教」をめぐる話から、彼らがビルマ社会で経験していることを垣間見ることができる。

2. ビルマにおける「民族」および「宗教」——イスラム教徒への聞き取り調査より——

ここでは留学中におこなった聞き取り調査の中から、前述の「国民登録証」をめぐる話をそのまま紹介したい。さらに、次の3節において、ムスリムの人々に対する聞き取り調査に至る過程から見えてくる人々の状況について述べることとする。

(1) M氏（男性、50代）

(i) 国民登録証の民族欄は何と書いてあるのか、という話題から。

ビルマに住むイスラム教徒の民族が「ビルマ族¹」であることに対するビルマ人の嫌悪感は相当なものだよ。特に、最近の入管²の担当役人の反応は。イスラム教徒なのに、なんで民族欄に「ビルマ族」と書くんだよ、って。私の登録証には「ビルマ族」と書いてあるよ。以前はこれで、入管の担当官にも何の文句も言われなかった。今は運がいいとか個人的なコネがあったとかじゃないと、「ビルマ族」とは記入してもらえない。ひどい役人にあたると、「お前はカラー³だろう。何がビルマ族だ、嘘つくな」と言われる。今言った「カラー」というのはもちろん私たちムスリムを指しているんだ。顔を見てインド系で、申請書の宗教欄を見てイスラムと書いてあれば、彼らは私たちを「カラー」だと決める。

私たちはずっとビルマに暮らしている。ビルマ語を話している。ビルマ式の服を着て、ビルマ風に生活している。信仰する宗教のみがイスラム教であるというだけだよ。私たちの母国はビルマだ。それなのに、受け入れられない。目に見える形で、または見えないところで、差別を受けている。

(ii) 雑談から

2年前ぐらいに、入管で働いているとても親しい友人、彼はビルマ人で仏教徒だよ、その人が私のところにきて教えてくれた。「入管内部の通達で、中国人（中国系ビルマ人）とカラー（インド系ビルマ人）には国民登録証を発行してはならない、また登録証書替もしてはならないといわれたんだ。お前も気をつけろよ。」って。もちろん、こんなことは新聞に出るわけないし、内部通達だからね。それに、こういう嘘か本当かわからないうわさは、ビルマではよくあるじゃない、と思われるかもしれない。でも本当なんだ。

私の息子は18歳になったので、国民登録証の書き換えが必要となった。息子は10歳のときに

¹ ビルマ語で「バマー」。ここでは便宜上、「ビルマ族」をビルマに暮らす諸民族の中の一つであるビルマ民族を指すものとして、また「ビルマ人」をビルマに暮らす国民一般を指すものとして使用する。しかし、ビルマ語では「ビルマ族」も「ビルマ人」も「バマー」であり、会話の際に明らかに民族を指している場合を除いては「ビルマ人」と記述した。また、「ビルマ人」は中国系でもインド系でもない、ビルマの諸民族を総称して用いている場合もある。

² 入管と言っているが、実際は入国管理および国民登録省の下にある国民登録局のことを指す。ビルマ語で「入管」と使っているため、本報告書ではそのまま「入管」と記述する。

³ 通常インド系およびアラブ系の人々を指す言葉。差別的な意味合いを含むことも多い。

きちんと国民登録済みだ。今住んでいるのはDタウンシップなので、その入管に手続きに行った。すると、入管の役人は、10歳のときに登録手続きをしたのがY郡だったので、そこまで行って書き換えの手続きをしなければならない、と言うんだ。Y郡まで行くのは非常に遠い。だいたい、娘の登録証は、18歳の書き換えのときはDタウンシップでやってくれた。だから「娘も10歳の登録はY郡でやったけれど、18歳の書き換えはここでやってもらえた。だから息子の分もここでできるはずじゃないか」と私が言うと、担当官は「今は規則がかわって、ここではできません。手続きをY郡でやってくれるよう、手続き依頼書を出しますから。」と言った。どうにもならず、その依頼書を持ってY郡まで息子と一緒に行かざるを得なくなった。

Y郡では、入管の担当課長が講習会出席のためにヤンゴンに行っていないなかった。私はヤンゴンからそこまで出かけていったのに。それで、Y郡では隣のD郡の担当課長が業務を兼任していた。私と息子がY郡の入管に着いたときには、その課長も外出中であり、課長補佐が対応してくれた。私たちは持って行った依頼書を見せ、私の息子の登録証の書き換えをお願いしたい、と頼んだ。ところが、「私たちのところでも書き換え手続きはできません」と言われた。「えー、なんで」と口から出たものの、実は理由は知っていた。さっき言った、友人が教えてくれたことが理由だ。ところで、これは一般的なことだが、田舎の人というのは概して率直誠実で知らないふりができない。だからだと思う。「Mさん、せっかく来てもらったけれど、入管では内部通達が出ていて、中国人（中国系住民）とインド人（インド系住民）には登録証の発行も更新もしてはいけないことになっているのよ。聞いたことなかった？」と対応してくれた課長補佐は私にはっきりと言った。

隣の郡の担当課長が戻ってきたあと、もう一度改めて、息子の登録証の書替を頼んでみた。その課長が言ったことは、課長補佐と同じであった。ここでは手続きできない、ヤンゴンでやってもらってほしいと言うので、「じゃあ、ヤンゴンの入管への手続き依頼書を書いてほしい」と頼んだ。でも、そのような類のものは書く権限がない、と言われた。それで、あれこれと話すうちに、渡してあった私の登録証を課長がじっと見ながら、「Mさんはイスラム教徒だけれども国家公務員で課長までになって働いていたんだから、書替手続きをしてやらないといけないかなあ。」と言い出した。わかる？「イスラム教徒だけれども」「国家公務員で課長になって」だって。課長と信仰、関係あると思う？でもビルマではこれが現実なんだ。それでどうなったかという、私に、「役所の慣習」つまりお金を要求した。私はまだ当時は公務員だったので、そんなに大金は出せないと言って交渉した。そして、当時としてもだいぶ安い金額を渡した。なぜお金を渡したか、理由は二つある。まったくお金を渡さなければ、ここでこれまで費やしてきたお金と時間と努力は報われなくなる、というのがひとつ。また、外国からもし、「ビルマ政府は中国系やインド系の人に登録証を交付しなくなっているというのは本当か」とビルマ政府に質問があったときに、政府が用意する答えとして「そんなことはない。実際に交付されている人はこれだけいる、交付された人のリストはこれだ」などという言い訳用の、例外的交付者リストに入れるかもしれない、自分は公務員として政府のために働いてきたのだし…、という期待がひとつだ。それから、そこで事務をしている人たちにも少しずつお金を渡した。そして、登録証はいつ取りに来ればいいのかと聞くと、なんと1ヶ月ほどかかるという。ずっとここで待っているわけにもいかないので、数日で発行してもらいたいという、Y郡での手続きだけでなくその上の管区の入管に書類を上げなければならないから、それは無理だと言われた。1ヶ月ぐらいして登録証が出来上がったらヤンゴンに知らせるから、ヤンゴンに戻って待ってれば、と言われたが、それは元々信用で

きない。また、ヤンゴンに戻るには電車の切符を買わねばならず、それには登録証が必要で、息子の登録証は今手続きのために渡してしまったから息子は電車に乗れないことになる。もうまったくどうしようもない状況で、とりあえず息子の登録証預り証だけ持って、ヤンゴンに戻った。帰りの電車の切符はどうやって買ったのかというと、しょうがないので、息子の登録証は旅行の途中どこかで落としてなくなってしまった、と警察に報告して紛失証明をもらい、それで電車の切符を買った。ははは。嘘をつく以外、切符を買う方法はないからね。電車の切符を買うのに登録証がいるなんて、たぶんビルマぐらいのものだよ。この前も誰か言っていたの覚えてる？飛行機の切符を買うのに名前や住所以外に「宗教」も書かなきゃならないんだよ。

それで、息子の登録証書き換えの申請をしてから、もう2年がたつ。思ったとおり、息子の国民登録証は何の音沙汰もない。もちろん問い合わせもしてみたけれどもね。

(2) K氏 (男性、40代)

雑談から

俺の一番下の息子のことだよ。10歳での登録証は普通にもらえたんだ。でも18歳の更新の時に「だめ」と言われたまま、今じゃ22歳になってしまったよ。何が問題なのか。政府の指示には「民族、ビルマ」「宗教、イスラム」という組み合わせは存在しないことになっているんだ。だから「民族」をビルマ族+何か、例えばインドとかベンガルとか、またはその逆で、何か+ビルマ族にしないと発行してもらえない。

子供は4人いて、この一番下の息子を除いた3人は登録証をもらっている。どうやったかわかる？「民族、ビルマ」「宗教、仏教」で発行してもらったんだ。宗教は嘘だよ。子供だってムスリムだ。俺の登録証は「民族、ビルマ」「宗教、イスラム」だよ。さっき言った一番下の息子は、本人が「イスラム」と記入してもらうことにこだわっているから、保留にしてある。

(例えば最近では、登録証がないと大学や高等専門学校の卒業証書を発行してくれないとかの問題があるのでは？の質問に対して。)

そのときは、まあお金を積んで、民族か宗教を変えて、発行してもらうことになるんじゃないかな。登録証がないことには不便だからね。

俺はさ、公務員だから地方に転勤もする。俺の勤めている局はたいてい公務員住宅を各地に持っているんだけど、俺がムスリムだから、と言う理由で公務員住宅に住めなくなったこともあるよ。

以前、地方勤務のとき、同じ郡内で居住地が移ったから、住民票を引越先の地区に移そうとしたんだ。最初、俺は体調が悪くて家で寝ていたので、娘にこれを頼んだ。ところが娘は、住民票は移せないといわれたと言って帰宅した。俺はものすごく頭にきたよ。具合はよくなってなかったけど、すぐにその地区の住民票担当者に文句を言いに行った。そこでは責任者が出てきて、住民票移転の申請書に目を通した。それから「イスラム教徒は民族の欄にビルマと記入してはダメなんですよ」だって。何か他の民族との混血という形にしろ、と言うんだ。それで俺は自分の登録証を見せた。さっき言っただろ、俺の登録証にはビルマ族、イスラム教と書いてあるんだ。でも、それでもダメだった。で、俺は強く出た。「この顔をよく見ろ。カラー、カラーというが、俺の顔はカラーの血が混じっているように見えるか？この顔で、民族欄にインド、と書けと言うのか？」俺の気合におされた、かどうかは知らないよ。責任者は「いや、あなたの容姿ならビルマ民族ですね。」と言葉を変え、申請を却下した自分の部下に「無責任に申請を却下などして…」と怒っていた。彼らのやり取りを聞いていると、容姿の点でカラーに当てはまらない人の申請拒

否の理由を、民族欄は何か他の民族との混血にしなければならない、としたことを責任者が怒っているようだった。結局住民票は移してくれるということになり、担当者と雑談を交えながら申請しなおした。そのとき、内部文書（「秘密」と書かれたもの）を見せてくれた。お互い公務員だからね、と言いながらさ。100枚ぐらいはありそうな紙の束で、内容は、宗教がイスラム教であれば、民族はビルマ族ひとつでは認められず、インド系の何かひとつ以上と混血にしなければならないこと、などだった。

それで、住民票は無事、とっていいかどうかわからないけどね、移すことができたんだ。でもね、いいかい、それをよく見直してみたんだ。そうしたら、居住者名のところをずっと横に見ていくと民族、宗教の欄があつてね。そこにはさ、「民族、ビルマ（バマー）」「宗教、仏教」と記入されていたんだよ。な、結局はさ、政府の指示にあてはまるように、役所で真実でないことを書き込んだだけなんだ。

3. 聞き取り調査に至る過程から見えてくるもの

(1) ビルマにおける聞き取り調査

ビルマでは、ごく普通の社会に対する不満などを表明することでさえ国家の団結に反する「政治活動」と考えられ、場合によっては軍または警察に拘束されるという状況にも発展しうる。ゆえに聞き取り調査の際に録音や録画をすることは非常に強く警戒される。特にムスリム住民に関しては、ビルマ政府やムスリム以外の国民に対する警戒心がいっそう強く、聞き取りに際しては、内容をメモする程度が精一杯で、一切記録しなければ話してやってもいい、という状況にもしばしば遭遇した。そのため、留学中の聞き取り調査においては録音や録画といった手段は用いず、できるだけその場で記述するのみにとどめた。筆記用具をすべて片付けたのを見てから話し始めてくれた場合は、帰宅後に急いで書き留めるという手段をとった。

(2) 個人の体験を語ってくれるまで

このように強い警戒心を持っている人が多いなか、2節であげたようなM氏やK氏は個人の体験を語ってくれた。もちろん、彼らは私とかなり親しくなってから個人の体験を語ってくれたわけだが、親しいとはいえ、不安も残している。

M氏の息子の国民登録証の話は、雑談からつながっていったのだが、そのとき私はすでにノートを片付けていた。それに気づいたM氏は、「息子のことは本当の話だ。メモとっていいよ。」と私に言った。そこで私がノートを取り出すと、「論文には名前を出さないんだよね？いや、信用してるよ。こんな話をするぐらいだから。」と、信用していると言いつつもやはり不安を感じたようであった。M氏はいくつかの組織への聞き取り調査にも同行してくれ、また、個人的に親しい人にも声をかけてくれたりして私の調査を助けてくれていた。もちろん、私のことを相手に紹介するときには、「彼女はビルマ語もできるしビルマの（政治的）状況もきちんとわかっている。調査結果は日本で論文にするようだし、名前も写真も出さないと言っている。信用できるから話をしても大丈夫。」といていた。それでも、自分の体験を語るとなればやはり不安がよぎるのであろう。

また、K氏はM氏よりもずっと私を警戒していた。K氏はM氏とも知り合いで、私がこれまでにどんな調査をしてきたかということもM氏から聞いている。私とも何度も会っていて、親しく話をし、自分たちムスリムはビルマで暮らしていくためにいかに困難を感じているか、などのことはどんどん語ってくれた。しかし、「おじさんのこと聞いてもいいですか？」とK氏自身の体験を聞こうとすると、「いやー、あははは。誰か紹介してあげようか。質問リストみたいなのがあれば聞いてあげるよ。」

などと言って、名前さえ私の帰国間際まで教えてくれなかった。それでも、2節であげた「登録証」のことは、雑談しながら他の人から話を向けられた時に「じゃあさ、俺の息子の話をしてあげようか」と自分から話し出した。あとから聞いたのだが、K氏は国家公務員なので、万が一私が政府とつながっていたら、自分の発言が政府に漏れて仕事をクビになるのではないかと、ということをおそれていたようであった。

警戒心や不安の中で個人の体験を少しでも話してもらうため、私は毎回きちんと、「ビルマのイスラムに感心を持って調査をしており、これは日本の大学で論文として提出する、その際名前や住所は一切出さない、迷惑はかけない」と一通り説明していた。それでも多くの場合、「私たちのイスラム社会に関心を持ってくれて嬉しい、しかし、ビルマの歴史研究センターとはどんな関係があるのか、または政府関係者か、論文は日本で発表するだけなのか、名前は本当に載せないのか」といった質問をされた。自分の商売について、自分がどうやって店を構えるようになったか、などの話はどんどんしてくれた人も、「それで、おじさんの国民登録証の『民族』の欄には、どのように書かれているか教えていただけますか?」という質問になった途端、表情が変わり、「それについては…俺たちの状況もわかるだろ…」とまったく答えてくれなくなったこともある。

このように、警戒心や不安の中で聞き取り調査に協力してくれた人々からの「声」は大変貴重なものである。そして、言葉を濁してしまった人々から感じられる「聞こえない声」もまた、イスラムの人々が置かれている状況を理解する上で貴重なものである。

4. おわりに

本報告書では、留学中の調査の一部分のみをとりあげた。これによって、イスラム住民が感じているビルマでの「民族」「宗教」の問題のほんの一部、そして一般国民よりも政府に対する警戒心を一層強く持っている状況のほんの一部を垣間見ることができたと思う。今後は、こうした聞き取り調査で得られた、これまでほとんど外に向けて語られることのなかった「声」を用い、また「バマール・イスラム」としてビルマで生きていくために、彼らが行なっている活動やそれに関する資料を用いることによって、博士論文執筆を行なっていく予定である。

これまでに、この研究に関する研究ノートをひとつ執筆した。（「ネウウィン政権の国民概念と外国系住民——1982年ビルマ国籍法および関連資料から——」東京外大東南アジア学 10巻 2005年3月。）この研究ノートは、今回の留学前に読んだ資料を基に執筆したため、貴財団への謝辞を入れる事は見送った。それでも今回の留学によって博士論文構想が一層具体化され、博士論文の一部となるこの研究ノートも留学が間接的に影響し書き上げることができたことについて、貴財団に感謝申し上げたい。今後も、研究成果がまとまったところから研究論文としてジャーナルなどに投稿することを予定している。

写真について

留学中の聞き取り調査については上述の通りで、調査記録のための写真はほとんど撮っておりません。また調査協力者と写した写真は、これも上述の理由から彼らに迷惑をかけないためにも公開することはできません。大変残念なのですが、ここでは写真を掲載することは控えたいと思っております。ご了承ください。